○関東地方整備局告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第四百八十四号伊勢崎都市計画工業団地造成事業伊勢崎宮郷工業団地造成事業

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
伊万里市南波多町府招字小原二九八一番一から同市南波多町府招字小原二九五三番三まで	前	後
	敷地の幅員	敷地の幅員
	二二・九七～二七・七六メートル	二二・九七～二七・七六メートル
	二六・五四～二九・三七メートル	二六・五四～二九・三七メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	伊万里市南波多町府招字小原二九八二番一から同市南波多町府招字小原二九五一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二日

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
筑後市大字野町字納楽六六五番一から同市大字野町字松ノ下七七八番まで	前	後
	敷地の幅員	敷地の幅員
	一八・三〇～四四・二〇メートル	一八・三〇～四二・四五メートル
	〇・二六三キロメートル	〇・二六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	筑後市大字野町字納楽六六六番二から同市大字山ノ井字トノエ四七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

議案提出

五月二十九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案

議案送付

五月二十九日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

五月二十九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案

答弁書受領

五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田昭夫提出消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出オスプレイの安全性に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月二十九日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十六年度食育推進施策」に関する報告

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年度森林及び林業施策」についての文書

参議院

議案受領

五月二十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

議案受領（予備審査）

五月二十九日内閣から次の議案が送付された。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

議案付託

五月二十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第二九号）　経済産業委員会に付託

議決通知

五月二十九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案